軽	自重	加車	税(種別	割)申告	(報告)	書兼標	識交付	中請書	申告	の理由			原動機付自転車		別			阿蘇市	i			
		(原	動機付自	転車・小	型特殊自	自動車)			新 規	変更						型特殊自動車	標識番号					
							ı		□ 購 入	□ 所有者	第一				· · / -] 農耕作業用						
			令和	年	月	日	】 阿蘇市县	長 殿	□ 譲受け □ 転 入	□ 使用者 □ 住 所 □ 標識番号		種 特定原付 (0.6kW以下) 種乙 (0.09L又は0.8kW以下)] その他 ()	納 税 義 務 発 生 年 月 日	令和	年	月	日		
									□ 転 八 □ その他			_種乙 (0.09L又は0.0kW以下) 二種甲 (0.125L又は1.0kW以下)				(1 /1 H	+				
			ギのしたん)申告(報	2生)及	が中彗			()	□ その他						旧標識番号						
		٠ ر	さいこね!			0、中 明	しより。 			()												
		1 所 有 者	住 所 又は	〒 [〒 □□□								1. 自己所有 2. 〕		2. 所	所有権留保 3. 商品		品車 4. リー		·ス車		
納税(申告・報告)義務者	納										所有刑	 珍態				1412211						
	祝		所在地										5. その他 ()				
	知書の		(-) II IS I \								1. k 7 H	→ FM (.FI		コニナヤット	ニピッシュ	******	(
			(フリガナ)					主たる定 ※()	E直場 内は旧	1. 左	記所有者の住所	所又は原	が 仕地と 回し)							
			氏 名 又は							(EII)	主たる定性	置場所 2					()		
			名 称								セグ川町 記入	刊名を										
	先		生年月日	大・昭・平	大・昭・平 年 月 日 電話番号								車 名			型式及び年式		原動機の型式番号				
	いつ	2 法		〒 [] — [型 年式					
	○をして下さ		住 アは									古厶采			型式認定番号		 総排気量又は定格出力		-h			
			所在地							車台番号				至八恥/	松併双里又は足俗山刀 L							
		使															kW					
		用	(フリガナ)										長さ			幅	i	<u> </u>	最高速度	Ĕ.		
	\ \ \	者	氏 名 又は												сш		cm				km/h	
			名 称						1													
			生年月日	大・昭・平	た・昭・平 年 月 日 電話番号						譲											
			住,所								渡	販売	己又は譲渡	接したことを 詞	正明しま	す。		年	月		日	
	届		又は 所在地								販	住所又は所在地						, ,,,			, ,	
	111		(フリガナ)								売											
	出		(フラステ) 氏 名								証		氏名又は	名称								
	者		又は																			
			名称								明 書	電話番号				\•/.\\	1 (н Азанга		#~J	_	
₩ □		上八	電話番号	よきまして	コオーマボケい				- 計画 ⇒並	返還の	右無	1.有	2. 無		人(会社など)の場 	が合い、F1%			-			
		情者は、太枠内を記入して下さい。 記義務者ではない人が申請する場合は、「届出者」欄も記入して下さい。							標標	《丛屋》	′作無	1. 乍	4. 無		<u> </u>	п -		受付印	1			
									識識の返	イ.	イ. 盗難 ロ. 紛失			届出年	年月日 令和 年	月 日						
		登録の際の必要書類は、裏面のとおりです。 ፤の際は、標識(ナンバープレート)を返納せねばなりません。標識は大切に使						け大切に届日	再交付かない	ハ	ハ. 破損 ニ. その他 (被害妇	年月日 令和 年	月 日						
		(- ,									付 な t					'		警察署				
* 標	票識(の押	\。 ∮交付申請の際、その理由が標識のき損又は亡失が所有者(使用者)の問 オ♪は、お僕♪ ト L て200円の納けば以票です。						者) の故意又	F 請 合、 の	具体的	に:			届出	擎察署	· 本 医十十二					
		その場合は、弁償金として300円の納付が必要です。 fiの記載要領もお読み下さい。								場しそ						<u>父</u> !番号	番·駐在所					
		※標識の再交付申請の場合は、こちらも記入して下さい。-								て下さい。→	一 理		_			※弁	i	2.無				

記載要領

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の□(チェック欄)にレを記入すること。
- 3 「納税(申告・報告)義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄のみ記入すること。
- 4 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
- 5 「所有形態」の欄については、該当項目を○で囲むこと。 また、「5. その他」に該当する場合には、()内にその詳細を記入すること。
- 6 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については1を○で囲み、 それ以外の場合については2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。 また、変更の申告の場合については、()内に旧主たる定置場所在の市町村名を記入すること。
- 7 「長さ」、「幅」及び「最高速度」の欄は、特定原付の申告時のみ記入すること。
- 8 「販売・譲渡証明書」の欄には、申告に係る原動機付自転車又は小型特殊自動車を販売又は譲渡をした者が、該当箇所の□ (チェック欄)にレを記入し、その者の住所又は所在地、氏名又は名称並びに電話番号を記入すること。 なお、証明の年月日については、その販売又は譲渡が行われた日を記入すること。

新規登録の際の必要書類

- *購入(譲渡)の場合:販売(譲渡)証明書
- *転入の場合:前住所地の市区町村で発行された廃車申告受付書等。
- *阿蘇市に住民票が無い方が納税義務者になる場合、以下の書類が必要。
 - ①阿蘇市に定置場があることの証明書(家屋又は駐輪場賃貸借契約書の写し等)
 - ②居住する市町村の住民票又は運転免許証等現住所が確認できるものの写し。

その他

- 申告者・報告者にあっては、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであって、次に掲げる 要件の全てに該当するものでなければ、特定小型原動機付自転車に該当しないものであることに留意すること。
 - ・原動機の定格出力が0.6キロワット以下であること。
 - ・長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下であること。
 - ・最高速度が20キロメートル毎時以下であること。
- 申告(報告)する内容は、正確に記入して下さい。虚偽の申告(報告)による不正な行為があった場合は、下記の罰則を受ける可能性があります。
- 1 地方税法第452号の規定により100万円以下の罰金
- 2 阿蘇市税条例第88号の規定により10万円以下の過料
- 3 その他、刑法に正条がある場合は、刑法で処罰